

○議長（佐々木幸士君） 日程第二、議第百号議案ないし議第百十五号議案及び報告第五号ないし報告第十一号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は、順序に従い許します。二十三番天下みゆき君。

〔二十三番 天下みゆき君登壇〕

○二十三番（天下みゆき君） 天下みゆきです。

大綱一、重油流出事故による養殖被害について伺います。

三月二十五日に仙台塩釜港塩釜港区で宮城海上保安部巡視船「ざおう」による重油流出事故が判明してから三か月たちました。最初に、事故直後から、知事、副知事をはじめ、水産林政部、仙台地方振興事務所水産漁港部の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

三月二十五日以降に収穫した塩釜のワカメや昆布、七ヶ浜のノリは全て出荷停止し、廃棄処分となりました。被害総額は、塩釜市漁協と県漁協塩釜地区支所、七ヶ浜支所の三つの漁協・支所で六から七億円と言われています。今年はメカブやノリの品質がよく、高く売れておりましたので、漁業者の落胆は大きいものでした。廃棄処分作業は人手も手間もかかり、最終的には六月半ばまでかかりました。五月までに各漁協が請求した水産物の賠償金が支払われたのは六月十九日でした。漁業者が心配しているのが養殖資材の補償です。使える資材と使えない資材の分別作業後に賠償請求しますが、国家賠償法に基づく減価償却後の残存価格の補償では、資材価格も上がっている中、漁業者の負担が重くなり、漁業を諦める人も出かねません。また、資材確保への不安も出されています。そこで、以下についてお聞きます。

一つ目は、海上保安部への賠償に関することです。引き続き、水産物の賠償請求について速やかに支払いを行うこと。今回の事故は漁業者にとってはまさに災害同様です。ので、養殖資材については、原因者である国の責任で資材も確保して原型復旧すること。重油流出事故により二次被害を受けた水産加工業や運送業、観光業などへの賠償も速やかに行うこと。以上三点について、海上保安部に求めているいただきたい。いかがですか。

二つ目は、塩釜港のきれいな海を取り戻し、風評被害の払拭を図ることです。県が行っている海洋調査の状況と安全宣言発令の時期について伺います。また、風評被害払

拭のために、県には販路の拡大や販売支援などをお願いするとともに、国にもしつかり求めていただきたい。お答えください。

非常に後ればせながら、第二管区海上保安本部が重油流出事故の原因と対策について、六月十八日に漁協に説明し、十九日に記者会見を行い公表しました。乗組員によるポンプ操作ミスや寝過ごして巡回を怠ったことなどが原因とされ、十日間連続の海難救助任務の直後で疲労と見られるとの釈明が報道されておりますが、二度と繰り返さないためには、なぜこれほどまでにミスが重なったのか、人的体制や組織体制も含めて総括が国で行われるべきと考えますが、知事の所見をお聞きたいします。

大綱二、中東情勢の影響を受けている中小企業等への支援について伺います。

物価高騰が続く中で、中東情勢の緊迫化に伴い、原油や石油化学製品の供給不安定と価格高騰が中小企業や医療機関等を直撃しています。塗装業や建設業の方からは「シンナーや塗料、断熱材、雨どい、屋根の資材、トイレなどが発注しても入らず仕事ができない、従業員に給料が払えない」、自動車整備業の方からは「オイルの値段が倍になったが、お客さんに転嫁できない」などの声が寄せられています。医療機関からも「感染対策のための手袋や注射器、輸血セット、チューブなどの供給が不安定となり、値段が上がって経営を圧迫している」、薬局からは「四月に発注した軟膏の容器が二か月たっても届かない」などの声が寄せられ、五月三十日に宮城県腎臓病患者連絡協議会総会に参加いたしました。人工透析資材の供給不安と安定供給の要望が強く出されました。県内の事業者の実態をどのように認識し、政府がナフサは足りている、目詰まりだと説明していることについて、知事の見解を伺います。影響は農林水産業、中小企業、医療・福祉関係など広範囲に及んでいますので、県として継続的な実態調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

また、医療材料の不足は命に関わります。最優先課題として、県は県内の医療機関への供給状況を継続的に確認する体制をつくり、不足があれば国に要請するなど対策を講じることを求めます。お答えください。

次に、県発注の公共工事への影響について伺います。

スライド条項や一時中止・延期などの相談状況と対策についてお答えください。

公共工事はスライド条項がありますが、民間工事はありません。中小・小規模事業

者は、契約後の資材の値上がり分を価格に転嫁しづらいと悩んでいます。今回の補正予算は、融資の増額以外では支援する業種が限られています。窮地に陥っている中小規模の建設業や、公定価格のため転嫁できない医療機関等に対し、資材価格高騰分への補助を求めます。いかがですか。また、物価高騰に見合った診療報酬・介護報酬制度の構築を国に求めているいただきたい。併せてお答えください。

県が行っている中東情勢の影響を踏まえた中小企業者等に対する資金繰り支援について伺います。六月十一日現在の資金繰り支援の相談件数は四十九件、実行件数は十九件とのことでした。今回、保証料への半額補助や融資の預託金の増額を図っておりますが、一方、東日本大震災時やコロナ禍での既存債務があるために、これ以上借りられない、あるいは銀行が貸してくれないという声も聞かれます。重油流出事故の関連事業者からも出されていました。そこで、国に対して、資金繰り支援として、無担保・無利子かつ事後に業績が回復しない場合の債務減額や免除を行うことを含む特別融資制度を創設すること、また、休業を余儀なくされる中小企業に対する雇用調整助成金の要件緩和や持続化給付金、家賃補助など、コロナ対策並みの支援を求めているいただきたい。また、県に対しては、市町村とも連携して、住民税や国民健康保険税等の支払い猶予や免除措置を求めますが、いかがですか。

今回の中東情勢の影響の前から深刻なのが、原料確保の困難と魚価の高騰に苦しむ水産加工業者です。ある水産加工業の社長さんは「とにかく原料確保が最悪だ。国内の大衆魚であったサバやサンマ、イワシなどの水揚げが大きく減少し、国外の魚は円安や他国との競合で値段が二・五倍から三倍に上がり、ヨーロッパなどに買い負けている。最近、塩釜の水産加工業や買受人の廃業が増えている。ここにプラスして、中東情勢の影響により包装資材が三〇%以上値上がりし、物によっては入ってこなかったり遅れたりしている。震災復旧の借入金返済も重い負担となっている。融資と言われても、こんな状態でどうやって返済の原資をつくれればよいのか」と話しておられました。練り製品も深刻です。一般社団法人日本かまぼこ協会と全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会は、六月一日に「水産練り製品の安定供給に関する緊急声明、原料不足とコスト高騰が直撃する水産練り製品供給危機」を発出し、水産庁に要請しています。知事は、こうした水産加工業の現状をどのように認識し、宮城県としてどのような支援策を講じるのかお答

えく下さい。

また、十一月議会の補正予算で、水産加工原料価格高騰対策事業を確認しましたが、加工原料転換を図る取組を支援する事業が、二次募集終了時点でも申請が少なく、三次募集中とのことでした。この事業の予算額、交付決定額と件数、予算残額について伺います。申請が少ない理由についてもお答えください。

次に、中小・小規模事業者への賃上げ支援について伺います。

みやぎ経済月報五月号によりますと、令和二年を一〇〇とした四月の仙台市消費者物価指数の総合指数は一・一六・〇で、五十六か月連続の上昇となりました。一方、三月の実質賃金指数は八四・九と低迷したままです。中小・小規模事業者にとって、物価高騰に見合った賃金の引上げは、従業員の生活を守るためにも、雇用の確保のためにも喫緊の課題です。こうした中で、中小企業への賃上げ直接支援を行う自治体が増え、東北六県で行っていない県は、青森県と宮城県だけになりました。このたび、今年で三回目の実施となる岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金について調査してまいりました。岩手県は、一回目の令和六年から支援金の支給要件、支給額を徐々に拡大し、支給実績も拡大してきました。二回目となった令和七年の実績は、事業者数二千九百四十五件、支給額十七億六千二十二万円、支給対象者数二万九千三百三十七人でした。二十人以下の事業所が約七割を占め、業種は多岐に及んでいますが、建設業、製造業、卸・小売業で過半数を占めています。三回目の今年、令和八年は、一時間当たり六十円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に、従業員一人当たり六万円を、五十人分を上限に支給します。ただし、最賃発効前の賃金が時給九百七十一円未満の場合は、二万円加算して八万円支給します。支援金の原資は二十五・四億円で、重点支援交付金に加えて一般財源十五億円が投入されています。今年は、県の賃上げ支援金に上乘せするなど市町村の独自支援も始まっているとのことでした。一般財源も投入しているところに岩手県の意気込みを感じました。知事、宮城県の最低賃金は時給千三十八円ですが、全国平均の千百二十一円を八十三円下回り、全国三十位の水準です。このままでは賃金の高い東京など関東圏への若者の流出は止まりません。宮城県も中小企業の賃上げ直接支援に踏み出すことを求めます。いかがですか。

大綱三、より良い教育をめざして。

最初に、常勤講師の正規化について伺います。

教員確保が課題となっていますが、宮城県の二〇二五年五月一日現在の小・中・高等学校、特別支援学校全体の教員配当定数一万八千八百六十八人に対して、正規教員の配置数は一万千六百六十二人で、七百人が欠員となり、非正規の常勤講師を配置しています。産休・育休代替と病休代替を加えると、常勤講師は千七十六人で、配当定数の一割弱を占めるという実態です。常勤講師の先生は、正規教員同様、勤務時間はフルタイムで学級担任や部活動も担っていますが、雇用期間は六か月単位で、最長一年と不安定で、給与も県立学校の場合、平均で正規教員の約八割と低い水準です。このたび、臨時教員、常勤講師の正規化に着手した茨城県を調査してきました。茨城県の正規化の目的は、第一に、教員を安定的に確保し、子供たちに質の高い教育を提供すること。第二に、臨時教員の正規化により、児童生徒にとっては継続的な指導による教員との信頼関係の構築、学校にとっては代替教員を探す負担の減少、学年主任など重要な業務の分担、教員にとっては安定的な雇用、給与の向上などのメリットがあるとのことでした。具体的には、臨時教員について、二〇二六年度から二〇三一年度の六年間は、退職者数よりも採用者数を増やすことで、全体の正規教員を千七百人弱増やす計画です。教員採用試験は、実務経験三年以上の臨時教員については、県内外を問わず、一次の筆記試験を免除した特別選考を行います。正規化のために必要な予算は約二十五億円で、国庫負担金を引いた茨城県の負担は、十八から十九億円とのことでした。茨城県の教育庁の担当者は「臨時の先生を探す現場の負担は大変だった。産休に入ることすら後ろ髪を引かれる思い。このままでは管理職すら見つからないのではとの危機感があつた」と話していました。宮城県も同じだと思いますが、教育長の認識をお答えください。

教員を安定的に確保し、子供たちに質の高い教育を提供するために、また、児童生徒にとっても、学校にとっても、教員にとってもメリットのある常勤講師の正規化を宮城県も実施に向けて検討することを求めます。いかがですか。

次に、学校給食無償化について伺います。

四月から小学校の給食無償化が始まりましたが、私立小学校は国の無償化の対象になっていません。私学・公益法人課によりますと、宮城県の私立小学校は五校、八百八十人の児童数で、給食無償化を実施するために必要な費用は、八千六百二十三万円余と

のことでした。今回、六月補正で私立学校給食食材価格高騰対策事業が行われますが、私立小学校には千三百五十四万円余が補助されます。約七千三百万円を増額すれば無償化を実現できます。宮城県にとっても十分賄える額です。知事、子供たちを公立か私立で差別することがあつてはなりません。私立小学校の無償化も国に要望するとともに、実現するまでは県が支援して実施することを求めます。お答えください。

次に、中学校の給食無償化は、今年度十九の市町村が実施していますが、全市町村での実施を願う声が上がっています。そこで、今年度から中学校の無償化を開始した栃木県を調査してきました。栃木県で学校給食無償化の気運が高まったのは、二〇二四年十一月の知事選挙でした。無償化を求める住民運動の高まりの中で、現職知事の対立候補が公約に掲げ、現職の福田知事が政策集に、市町と連携して学校給食の無償化支援を盛り込み当選したことが大きな契機となりました。栃木県は、市町立中学校に基準額五千九百円の二分の一を支援し、県立特別支援学校中学部には全額負担しています。中学校の無償化に対する栃木県の負担額は約十五億円で、国の重点支援交付金を活用しています。宮城県では、担当課によりますと、二分の一補助で仙台市も含めて必要額は十八億円です。おとし調査した青森県も同じでしたが、栃木県も知事の決断で実現しました。知事、学校給食無償化は将来ビジョンの四本柱の一つ、社会全体で支える宮城の子ども・子育ての具体化としてふさわしい事業です。国待ちにならず、全ての市町村で中学校の給食無償化を実施するために、県が市町村を半額支援する決断を求めます。お答えください。

大綱四、精神医療センターの建て替えと精神保健福祉審議会について伺います。

二〇二四年十一月に知事が県立精神医療センターの富谷市移転を断念し、名取市内での建て替えを表明してから一年七か月たちましたが、移転先はまだ決まっていません。六月十六日の精神保健福祉審議会の議論を踏まえて、私は以下の理由で、現地建て替えを基本にし、必要に応じて向かいのグラウンドも活用すべきと考えます。第一の理由は、当事者が現地建て替えを望んでいることです。審議会で当事者の委員が、精神医療センターの近隣に様々なグループホームや受皿があることを考えても、現在の場所、あるいはその近辺に建てるのが一番よいと繰り返し発言されていることを重く受け止めるべきです。また、保健福祉部が行った県立医療センター患者アンケートでも、建て替えに

当たつての自由意見で、現地または現地近傍を希望する意見が多数を占めているとコメントされています。精神医療センターの職員も現地建て替えを望む声が多いと伺っています。第二の理由は、現地周辺にグループホームや就労支援事業所などが集積し、にも包括の環境が整っていることです。そして第三の理由は、商店など社会資源の立地が近く、地域住民の理解形成が進んでいることです。精神病院建築基準で、基本事項に「敷地の選定にあつては、できるだけ社会とのつながりを保てるような土地を選定すること。」と定められておりますので、現在地が適当と考えます。審議会では、救急医療の拡充等、医療機能の強化に伴い、広い敷地が確保できるがんセンターの土地を推す意見もありましたが、現地建て替えでも、訪問看護ステーションやデイケア、職員駐車場などを向かいのグラウンドに移動するなど、敷地を確保する検討の余地はあると思います。何よりも当事者の意見を尊重すること、そして、これまで築いてきたにも包括や地域とのコミュニティを重視して、現地建て替えを決断すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、審議会の中で、がんセンターの土地を推す意見の一つとして出された医療観察法病棟の設置について伺います。

国連の障害者権利委員会は、日本の医療観察法などの精神障害者の強制入院や強制治療の制度を障害者権利条約に抵触するとして、廃止を勧告しています。日本弁護士連合会も制度施行後二十年間の経緯を踏まえ、医療観察法による入院処遇が長期化する事態になっていること。対象者の社会復帰促進についても、一般の精神医療の水準向上についても、当初期待された効果が得られているとはいえないとして、将来的な廃止を提言しています。医療観察法病棟を精神医療センターに設置するとしたら、人権問題として大議論となりますので、早期建て替えが求められている精神医療センターの建設にリンクすべきではないと考えますが、いかがですか。ところで、地方独立行政法人宮城県立病院機構として、医療観察法病棟の設置が可能かどうか伺います。併せてお答えください。

精神保健福祉審議会委員が改選され、六月一日から新しい委員が任命されました。ところが、今回の委員には弁護士が入っていませんでした。現行の精神保健福祉審議会条例を定めた二〇〇六年三月以降、弁護士が入らなかったのは今回が初めてです。精神

障害者の医療や福祉を審議するためには、当事者に寄り添い、人権を守る弁護士役割は大変重要です。それなのに、なぜ今回初めて弁護士会に推薦依頼をしなかったのかお答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 天下みゆき議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、塩釜港での重油流出事故による養殖被害についての御質問のうち、水産物の賠償の速やかな支払い等を国に求めるべきではないかとお尋ねにお答えいたします。

今回の事故においては、養殖業のみならず、水産加工業や観光業等の業種にも被害が及んでいるものと認識しております。このうち、養殖業者への水産物被害に対する賠償については、今日までにおおむね八割相当が支払われておりますが、その一方で、水産加工業などへの賠償や油が付着して使用できなくなった養殖資機材等の復旧費用については、現在、賠償額算定に向けて確認中と伺っております。県といたしましては、これまで被災された事業者に対し、納得できる賠償が迅速に行われるよう要請してまいりましたが、引き続き国に対し強く働きかけてまいります。

次に、大綱二点目、中東情勢の影響を受けている中小企業・医療機関等への支援をとの御質問にお答えいたします。

初めに、県内事業者の現状認識と国の説明に対する見解及び実態調査についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、中東情勢に関する庁内連絡会議を設け、現状把握を行っているところですが、シンナーなど様々な原油由来製品で品薄状態や価格高騰が続いているといった声があり、この状況が続けば、県内事業者に大きな影響が生じかねないと懸念しております。国においては、事業者から省庁への直接相談窓口を設置し、元売からメーカーへの直接供給など、流通の目詰まり解消に対応しているとの説明がなされておりますが、現状からは解決には至っていないと認識しております。このため県では、県内経

済への影響を最小限に抑えられるよう、今議会において、企業の資金繰りや物価高騰対策などに関する予算案を計上したことに加えまして、先日、目詰まり解消や財政支援について政府要望を行ったところであり、引き続き現場の声を丁寧に取り上げ、確実に物資が届くよう国に対し、より効果的な対策や事業者等への支援に必要な財源の確保を求めたいと思います。

次に、中小規模の建設業や医療機関等に対する物価高騰支援等についての御質問にお答えいたします。

物価高騰の影響を受けた各事業者への対応については、契約条項による制約や公定価格による運営であることなどにより、物価高騰に伴う費用負担の増加を顧客等に転嫁することが困難な業種もあるものと認識しております。建設業に対しては、今後、公共工事におけるスライド条項に関する周知を行うなど、元請業者から下請業者へ適切な対価が支払われるよう働きかけてまいります。医療機関等に対しては、これまで国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、機動的に補正予算を編成しながら、累次の支援を実施してまいりました。また、地域の医療・介護の提供体制を将来にわたって維持・確保するためには、急激な物価変動にも対応した診療報酬・介護報酬体系が必要なことから、国に対して、適時適切な制度の見直し等について要望を行ったところであります。

次に、特別融資制度の創設などを国に求めるとともに、市町村と連携した住民税等の支払い猶予などを行うべきとの御質問にお答えいたします。

中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰や石油由来製品の不足の影響は、幅広い業種に及んでおり、県内中小企業者は深刻な影響を受けていると認識しております。このため県では、今回上程した補正予算において、資金繰り支援などの対策を講じるとともに、今月二十二日には国に対し、無利子・無担保の融資制度の創設や、雇用調整助成金の要件緩和などを要望したところであります。なお、納税者の方の事情により地方税等の納付が困難である場合、徴収を猶予するなどの制度があります。県としては、市町村とともに制度及び相談窓口の周知を図り、相談があった場合は、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

化に向けて市町村負担の半額を支援すべきとのお尋ねにお答えいたします。

今年四月から公立小学校で始まった学校給食無償化の中学校への拡大につきましては、国において速やかに実現する方向で検討されているものと承知しております。仮に、県内市町村が中学校の給食を無償化し、我が県がその二分の一を助成するとした場合、約十八億円が必要と見込まれ、今般の国の補正予算で我が県に配分された重点交付金約十億円を上回る規模に達することから、県全体での配分調整は極めて困難であると言わざるを得ません。県といたしましては、先日、中学校の給食無償化について国に要望したところであり、今後も早期の実現に向けて、全国知事会などを通じ、働きかけを強化してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 総務部長中谷明博君。

〔総務部長 中谷明博君登壇〕

○総務部長（中谷明博君） 大綱三点目、より良い教育をめざしてとの御質問のうち、私立小学校の給食無償化についてのお尋ねにお答えいたします。

今年四月から国主導で開始されている給食無償化については、国立及び私立小学校は対象となっておらず、公立小学校との間で取扱いに差が生じているところです。本制度は、保護者負担の軽減を通じた子育て支援や給食の質の向上を趣旨としており、恒久的な財源が必要になることから、全国一律で地域格差が生じないように、国が責任を持つて対応すべきものと認識しております。県としては、今年度の政府要望において、私立小学校の給食費についても、公立小学校と同様の実質無償化が実現されるよう求めたところであり、今後も働きかけを行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、中東情勢の影響を受けている中小企業・医療機関等への支援をとの御質問のうち、医療機関への供給状況の確認体制と、不足があった際の対策についてのお尋ねにお答えいたします。

手袋、注射器や人工透析資材等の医療材料は、医療に不可欠なものであることから、

安定供給の確保が重要と認識しております。現状における医療材料の不足は、全国的な課題であることから、国が相談窓口を設けて直接情報収集を行っており、医療用手袋については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく備蓄分を、希望する医療機関に放出する措置がとられたところです。県では、県医薬品卸組合や県医療機器販売業協会を通じて、定期的に県内医療機関への供給状況を確認しておりますが、出荷制限や価格改定などを実施している品目等が増えている状況を踏まえ、先日、国に対して、医薬品等の安定した供給体制の構築に万全を期すよう要望を行ったところです。県としては、引き続き県内の医療機関への供給状況を確認しながら、適切な対応に当たってまいります。

次に、大綱四点目、精神医療センターの建て替えと精神保健福祉審議会についての御質問のうち、県立精神医療センターの現地建て替えを決断すべきとのお尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替えについては、名取市内にある県または県立病院機構が有する土地五か所を候補地とし、センター職員との検討会議において、専門的知見を有するコンサルタントの分析や、センター利用者等に対するアンケート調査結果も踏まえて、候補地ごとの課題及びその改善策などについて議論しながら中間評価を取りまとめ、昨年十二月の精神保健福祉審議会に報告いたしました。今月十六日に開催された審議会においては、現地での建て替えを求める声があった一方で、現地建て替えの際に生ずる工事騒音の問題、建て替え場所と精神医療センターが担うべき医療機能を併せて議論すべきといった、各委員の専門性や経験等に基づく様々な御意見もいただき、候補地を現地とがんセンター移転跡地の二か所に絞り込む方向性が示されたところです。県といたしましては、審議会での御意見を踏まえ、センター職員とともに検討を更に深めながら、最終評価として取りまとめ、建て替え用地の選定を進めてまいります。

次に、精神医療センターの建て替えに伴う医療機能についての御質問にお答えいたします。

今月十六日に開催された精神保健福祉審議会において、県全体に求められる精神医療提供体制や、建て替え後の精神医療センターが担うべき機能・役割について議論が行われ、その中では、精神科救急や身体合併症診療機能の強化、児童精神科病棟の運用方

針、災害拠点精神科病院としての機能充実のほか、医療観察法制度における指定入院医療機関の整備、いわゆる医療観察法病棟の設置に関する意見も交わされたところです。審議会では、これらの医療機能に関する議論と並行して、必要な面積や立地条件を備えた精神医療センターの建て替え場所を検討するべきとの御意見もいただいたところであり、県といたしましては引き続き、審議会や関係者の御意見を丁寧に向いながら、建て替え候補地に係る最終評価の取りまとめを行ってまいります。なお、医療観察法病棟の設置主体は、国、都道府県及び都道府県等が設立した特定地方独立行政法人が開設する病院に限られており、宮城県立病院機構は、特定地方独立行政法人に該当しないことから、現行法制度上、センター内に医療観察法病棟を整備することはできません。

次に、精神保健福祉審議会委員の改選についての御質問にお答えいたします。

精神保健福祉審議会では、今月一日から三年間を任期とする新たな委員の改選を行ったところです。新委員の構成については、条例上の二十人以内という制約の中で、当事者及び家族委員の増員、今後三年間において協議すべき精神保健医療福祉の課題への対応、女性委員登用の推進などの観点から、慎重に検討を行ったものです。結果的に、今回の改選により弁護士が不在となりましたが、様々な課題について、新たな委員の皆様にしつかりと議論していただけるものと期待しているところです。また、これまで審議会において、弁護士委員からいただいた当事者の権利擁護の重要性に係る御意見については、今回の審議会においても資料として提供しており、現委員にも共有されているものと考えております。今後とも、各委員の様々な御意見をしっかりと受け止めながら、適切な審議会の運営に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長末永仁一君。

〔経済商工観光部長 末永仁一君登壇〕

○経済商工観光部長（末永仁一君） 大綱二点目、中東情勢の影響を受けている中小企業・医療機関等への支援をとの御質問のうち、中小企業の賃上げに対する直接支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、物価高騰等に対応するため、これまで、中小企業の販路開拓や生産性向上を支援する中小企業等再起支援事業を実施しており、今年一月からは、新たに、賃上げ

を実施する事業者の補助率等を加算する優遇措置を講じたところです。この優遇措置を活用し、三月までの申請において、全体で六百五十九件のうち百二十者がこの賃上げ加算の対象として交付決定されました。この再起支援事業については、更に、あさって二十六日から追加募集を行う予定であり、いわゆる中東情勢影響加算とともに、この賃上げ加算についても引き続き実施してまいります。物価高騰が長期化する中で、中小企業が持続的な賃上げを実現するためには、一時的な直接支援によらなくても、安定的に賃上げの原資となる収益を確保していけることが重要であると考えております。今後も国や関係機関と連携し、販路開拓や新商品開発、生産性向上などの取組を通じて、稼ぐ力を高められるよう総合的な支援を幅広く展開し、経営基盤の強化を通じた持続的な賃上げの実現に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 水産林政部長佐々木真君。

〔水産林政部長 佐々木 真君登壇〕

○水産林政部長（佐々木 真君） 大綱一点目、塩釜港での重油流出事故による養殖被害についての御質問のうち、海洋調査の状況と風評被害の払拭を図るための取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、四月以降、国及び漁業協同組合と連携し、重油が流出した海域を中心に漁場環境調査を実施しており、現在のところ、養殖漁場においては、油は確認されておられません。県といたしましては、引き続き実施する調査で安全性を確認の上、八月下旬までには安全宣言を出したいと考えております。また、今期生産されるノリやワカメなどの水産物については、みやぎ水産の日の取組を核とした販売会などを通じて、塩釜・七ヶ浜産の水産物を広くPRしていくとともに、国に対しては、販売促進等への支援について要請してまいります。

次に、再発防止に向けた国の総括についての御質問にお答えいたします。

今回の事故は、操作ミスや定期巡回を怠るなど、基本的な安全管理体制の不備が原因であったとの報告を受けております。県といたしましては、こうした重大な事故を二度と発生させないため、国に対して、再発防止策が職員及び組織に定着し、確実に実践されるよう、今後とも強く申し入れてまいります。

次に、大綱二点目、中東情勢の影響を受けている中小企業・医療機関等への支援をとの御質問のうち、水産加工業における現状認識と支援策についてのお尋ねにお答えいたします。

中東情勢を背景とした燃油や資材価格の高騰に加え、海洋環境の変化による原料不足など、本県水産加工業を取り巻く環境は、かつてなく厳しい状況にあると認識しております。このため県では、加工原料の購入費用増加分の一部助成や、省エネ機器の導入、代替原料を活用した商品開発等を支援するとともに、職員が直接事業者を訪問して、個々のニーズに応じた国や県等の支援策を提案しております。また、みやぎ産業振興機構による専門家を活用した伴走型支援と連携し、経営改善や販路拡大、新商品開発などの個別事業者の課題解決についても支援を行っております。県といたしましては、今後とも業界のニーズを把握し、国や市町村、関係団体と緊密に連携しながら、事業者の皆様に取り添ったきめ細かな施策を展開することで、本県水産加工業の維持・発展に粘り強く努めてまいります。

次に、水産加工原料価格高騰対策事業の実績についての御質問にお答えいたします。県では、代替原料の導入や商品開発を支援するため、昨年十二月補正予算に三億円を計上し、本事業を創設したところです。現在の状況といたしましては、交付決定が八事業者に対して合計約千九百万円、予算残額が約二億八千万円となっており、来月三十一日を申請期限として、三次募集を実施しているところです。応募が伸び悩んでいる要因としては、中東情勢の影響などにより、資材等が通常よりも入手しづらくなっていることや、海洋環境の先行きが不透明なため、原料転換や設備投資に対して慎重な事業者が多いことなどが挙げられると考えております。県といたしましては、引き続き企業訪問等を通じて、本事業の丁寧な周知を図るとともに、事業者の皆様が抱える個別の課題に対して柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 会計管理者兼出納局長大森秀和君。

〔会計管理者兼出納局長 大森秀和君登壇〕

○会計管理者兼出納局長（大森秀和君） 大綱二点目、中東情勢の影響を受けている中小企業・医療機関等への支援をとの御質問のうち、県発注の公共工事への影響について

のお尋ねにお答えいたします。

中東情勢の緊迫化に伴う原油や建設資材価格の高騰、資材調達の遅延や困難化などにより、県発注工事についても徐々に影響が現れてきております。事業者からの相談は、今月十九日時点で、資材価格の上昇に伴うスライド条項の適用や、資材調達の遅れ、工期の延期等に関して、延べ百七件寄せられておりますが、工事の執行に重大な支障が生じる状況には至っておりません。県では資材価格の高騰への対応として、既存のスライド条項の適切な運用に加えて、五月一日から、実勢価格を反映させるよう設計単価を変更する運用の改正を行っております。また、資材の調達遅延に対しては、代替品の検討や工程の組替えなど柔軟な進捗管理を行いながら、県事業への影響が最小限となるよう対応しております。今後も引き続き、状況を的確に把握し、受注者に過度な負担が生じないように、適切な対応と円滑な工事執行の確保に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長小野寺邦貢君。

〔教育委員会教育長 小野寺邦貢君登壇〕

○教育委員会教育長（小野寺邦貢君） 大綱三点目、より良い教育をめざしてとの御質問のうち、臨時教員等を探す現場の負担や危機感についてのお尋ねにお答えいたします。教職員が産育休や病休を取得するに当たり、その代替教職員を安定的に確保することは極めて重要であると認識しております。県教育委員会では、昨年度から、国の制度改正を踏まえ、産育休の取得予定を見越して教職員を採用し、その教職員が産育休取得者の代わりに業務を行う制度を取り入れたところであります。また、年度途中に病休等を取得した教職員の代替講師が確保できない場合に備えて、初任者指導などとして再任用で勤務している教職員のうち、病休等代替業務を兼務できる者をあらかじめ指定しておき、病休等代替講師の確保が困難となった学校に、機動的に兼務で配置することとしております。県教育委員会としましては、これらの取組を今後可能な限り拡充していくことなどにより、各教育事務所や市町村教育委員会、各学校における代替講師の確保に要する負担軽減に引き続き努めてまいります。

次に、常勤講師の正規化についての御質問にお答えいたします。

児童生徒に対して、より良い教育環境を実現するためには、その担い手となる質の

高い教員の確保が重要であると認識しております。県教育委員会では、教員採用選考において、現に我が県で一年以上の常勤講師経験を有する受験者に対して、筆記試験を一部免除しているほか、常勤講師を対象とした研修会を実施しており、常勤講師が正規教員を目指す上での後押しを積極的に行っているところです。地方公務員法の規定により、常勤講師を自動的に正規教員として採用することはできませんが、県教育委員会といたしましては、優秀な常勤講師経験者が我が県で長く活躍できるよう、現行制度の範囲内であらゆる手だてを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 御答弁ありがとうございます。重油流出事故による養殖被害についてですが、今後、養殖資材の補償が私は焦点になってくると思います。漁業者の手出しがないよう国に強く求めることを重ねてお願いいたしまして、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

再質問の最初に、水産加工業への支援について伺います。加工原料転換を図る事業の申請が少ない件について、御紹介した社長さんはこのように言っています。「今は原料そのものがなくて転換以前の問題だ。こういう原料があるよという情報がないと高過ぎて手が出せない。この事業は非常に助かるが、先が見えずチャレンジする気持ちが起きてこないのではないか」と話していました。水産加工業のピンチです。今訪問して、いろいろお話を聞くといいお話がありましたが、ぜひそこを強めていただいて、県の職員が現場に出向いて実態を把握して、必要な手だてを機敏に打っていくことが今後にも必要だと思いますので、その件についていかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 水産林政部長佐々木真君。

○水産林政部長（佐々木 真君） 事業の活用につきまして、いろいろPRさせていただいておりますけれども、そのような現場の実情もしっかりと確認の上、それぞれの事業について提案できるように努めてまいります。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） せっかくつくった予算をたくさん余しているというのは非常にもったいないですし、やはり有効活用していくためにも現場の実態をつかんでく

ださい。

次に、中小企業への賃上げ支援について伺います。再起支援事業で賃上げ加算を実施していることでした。賃上げ加算の実施数は、お話がありましたように、今百二十件ほどだと伺いました。だから、この後続けても、予算規模から見ると倍なり、もうちょっとというところかと思えます。これに対して、岩手県の賃上げ支援金の実績は、年間三千件近くにまで上っているのです。宮城県の再起支援事業は、生産性向上など何らかの事業が必要で、賃上げ支援をしていることが非常に分かりにくいです。岩手県のように分かりやすい賃上げ直接支援が必要だと思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長末永仁一君。

○経済商工観光部長（末永仁一君） 再起支援事業でございますが、物価高騰が長期化する中で持続的な賃上げを実現していくためには、一時的な直接支援によらなくても、安定的な賃上げの原資となる収益を確保していくということが大事だと考えており、このような制度を実施しております。全国状況もちよつと調べてみたのですけれども、全国で今回何らかの賃上げの支援に取り組んでいる県は、調査したところ、回答のあったところでは二十七県ございました。そのうち、直接支援をやっているのは十三県、宮城県のように直接支援以外の支援をやっているところが十四県ということで、半々ぐらいという状況でございます。こういったところも踏まえつつ、まずは、現在二十六日から新たな再起支援事業の追加募集に取り組んでいますので、周知、PRに努めていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 何らかの事業ができないところもあるので、そういうところもしつかりと支援していただきたいと思えます。

次に、精神医療センターの建て替えについて伺います。現地建て替えだと騒音、振動による療養環境の悪化が懸念されるといった声があるということです。現地建て替えを行ったある病院の建設事務局を担当した方に伺いました。患者さんや御近所への事前の説明を丁寧に行い、建設会社が騒音対策をしつかりと講じたことによって、患者さんからも御近所からも苦情はなかったと。むしろ協力していただいたと話しておられました。患者さんへの丁寧な説明と防音対策をしつかり取ることで、療養環境の悪化は軽減

できることから、許容範囲内と評価すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 騒音、振動につきましては、仙台市内で行っている建て替え、解体工事現場の現地を視察したり、様々な観点からいろいろな意見を承っているとところでございます。WHOによりますと、一定のデシベルの望ましい水準というのが示されておりまして、それを現状でも超過している状況の中で、それ以上の騒音、振動を発生することは、特に聴覚過敏をお持ちのような精神患者の皆さんには非常に厳しい状況になるのではないかといったような意見が審議会に出されたことを承知しております。いずれ、一方的な見解でもって、だから駄目だとか、だから大丈夫だとかいったことでなく、ここは議論をより深めていく必要があるかと思っております。多面的な議論を更に深めながら、検討に当たってまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 先日、病院機構で働く方から、がんセンターの土地に移転すると、近くに商店がなくて患者さんのリハビリができなくなると言われました。商店での買物は、金銭管理、対人スキル、計画性といった生活技能を養う重要な社会訓練となっています。がんセンターの跡地に行った場合、どのように行うのか、このあたりについてお聞きいたします。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 近隣で区画整理事業をはじめとしたまちづくりの計画もあるように伺っておりますし、様々な観点からそこはいろいろな観点で名取市当局との連携のもとに進めていくべきところもあるかと思いますが、いずれ審議会の中で二か所に絞って議論を深めるべきだといった御指摘もありましたので、二か所それぞれの相対的な比較評価が今後は可能になってまいりますので、そういった観点から更に議論を深め、御審議いただきたいと思っております。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） これは職員さんの声ですので、そういう意味ではこれまで培ってきた現在地での地域住民や商店との理解形成というのが、リハビリにとっても重要だということも踏まえて進めていただきたいと思います。

次に、医療観察法病棟についてですが、結局、県立病院機構としては法的には設置できないということでした。念のためにお聞きしますが、現在非公務員型だから設置できないと伺っています。これを公務員型に転換することは可能なのでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 独立行政法人の組織体制が設置の概念にかなっていくという形になれば、可能になるといった部分もあるうかと思えますけれども、この問題は法改正の方向性の動向とか、様々な議論がなされていくことが想定される中で、慎重な議論が必要かと思っています。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 今、部長もおっしゃいましたように、医療観察法自体の問題もあるかと思っています。人権上も疑義があり、法的にも今不可能だということでございますので、この議論を精神医療センターの建て替え議論の中で、いつまでもやっている前に進まないと思いますので、そういう点では何度も検討する必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 現に、隣県の山形県と岩手県には、医療観察法病棟がございまして、宮城県に関わる方がそちらに入院しているケースがあるとも聞いています。そういった場合、御家族の方が面会に行く場合には、他県のほうまで赴かなければならないといったこと。やはり、入院医療観察法病棟に入院された方が早期に退院して社会復帰できるような方向に行くためには、社会、そして家族のサポートが重要だった中で、どうしても他県まで赴けない環境が果たして適当なのかどうかといった問題提起も一方にある。そういった御意見を持った方から審議会で問題提起がなされたということであります。何度も申し上げますように、慎重な議論が必要でして、将来的な方向性なり可能性なりをどのように見極めながら、この議論とリンクさせていくべきか、またどこまでリンクさせるべきなのかといったことも含めて、しっかり議論してまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 当事者の皆さんの最大の願いは、老朽化した精神医療セ

ンターの現地建て替えを早く進めていただきたいということです、その観点でお願いしたいと思います。

次に、精神保健福祉審議会について伺います。二十一日の地元紙に、精神科病院に入院している患者が退院希望や病院での処遇改善について、弁護士に無料で直接相談できる精神保健当番弁護士の仕組みが全都道府県に導入されたという記事がありました。弁護士は精神科の患者さんの人権の守り手として本当に頑張っています。当事者の人権を守る立場から県の施策や事業もチェックをする、そういった弁護士は、精神保健福祉審議会の委員から外してはならない専門職だと申し上げたいと思います。この件についてはいかがですか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 結果的に弁護士が不在となった経緯等につきましては、御答弁申し上げたとおりで繰り返しになる部分がございますけれども、申し上げたような改選に当たつての様々な考え方に基づいて人選を行った結果としてそうになりました。なお、患者とその御家族のいわゆる当事者委員を増やしました。そういった観点から、当事者の方々に係る人権擁護に資するものがあると思っておりますし、また、法律の専門家という観点であれば、社会保障法御専門の大学教授も選任いたしましたし、法務省の保護観察所長も今回新たに加わっていただきました。幅広い観点から人権擁護の体制を整えたと考えてございますので、やはり審議会だけでそういった人権擁護を考え抜いていくといったことでもございませんから、幅広い様々な体制づくりの中で弁護士の力を適宜頂戴しながら、我々としては精神保健福祉の向上に当たってまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 私も何度も審議会を傍聴させていただいています。そういった者からしますと、新しい今回の審議会が、精神医療センターの富谷市移転に反対をしてきたメンバーが外されたという疑念は拭えません。知事が富谷市移転を断念に追い込まれたのは、当事者や関係者の意見を尊重しないでごり押ししようとしたことが、審議会や県民の理解を得られなかったからだと思います。反対意見を排除しようとする姿勢は、また同じことを繰り返します。私たち抜きに私たちのことを決めないで、この

障害者権利条約の立場で、知事が当事者や関係者の意見を尊重した行政運営を進めることを強く求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。